

## 伊丹市歩道橋等ネーミングライツ・パートナー募集要項

### 1. 目的

伊丹市では、伊丹市内歩道橋等のネーミングライツ（命名権）を民間事業者等に付与することで PPP（公民連携）を推進し、市民サービスと対象施設の魅力の向上を図るとともに、市の新たな財源を確保することを目的に、当該対象施設におけるネーミングライツ・パートナーを募集します。

### 2. 対象施設

番号／項目	対象施設の名称	所在地
①	阪急伊丹駅前歩道橋	伊丹市西台1丁目
②	J R伊丹駅東西連絡橋	伊丹市伊丹1丁目

※応募については、1施設（1橋）ごととします。

### 3. 募集条件

#### (1) 予定価格

- ・30万円以上（消費税及び地方消費税を含む）

※予定価格を下回る額を提示していただいても構いませんが、予定価格に対して75%未満の応募は失格とさせていただきます。

#### (2) 契約期間

- ・3年以上10年以内

#### (3) 愛称に係る条件

- ・「○○○○○○○○歩道橋」
- ・○○○○○○○○部分に愛称として企業名又は商品名、ブランド名などを付与することができ、対象施設に標示することができます。但し、「歩道橋」の名称は必ず使用するものとします。
- ・伊丹市広告掲載要綱（平成27年12月制定）及び伊丹市広告掲載基準（平成27年12月制定）を遵守するものとします。
- ・愛称には、都道府県及び本市以外の市区町村名を使用できません。
- ・契約締結後の愛称変更は、原則できません。

#### (4) 標示に係る条件

- ・企業名、商品名を含む日本語及び英語アルファベットに限ります。（企業ロゴやマークの使用、フォント、色、大きさ等を指定した提案が可能）
- ・1文字の大きさは30cm×30cm（縦×横）を標準とし、対象施設の形状や信号・標識の添架状況等を踏まえて協議により決定します。
- ・企業ロゴやマークについては、当該申込みをしたネーミングライツ・パートナー企業が権利を有する登録商標であることが前提となります。
- ・契約締結後の愛称変更は原則できませんが、愛称変更の必要性について特段の理由がある旨を説明し、本市の同意を得た場合は、この限りではありません。

- ・当該対象施設の管理に支障をきたさない愛称とします。なお、業務上やむを得ない事由が生じた場合、対象施設に標示している愛称の一時撤去等を行う場合があります。
- ・標示位置は歩道橋等の桁側面とし、標示面積は合計で最大 5 m<sup>2</sup>までとします。
- ・対象施設の形状や信号・標識の添架状況等により、標示可能な位置が限られる場合があります。
- ・提案いただいた愛称標示のデザインの詳細については、本市が交通管理者等と協議したうえ、「6. 審査方法・審査基準」に定める審査委員会において決定します。また、必要に応じて、デザインの再提案を求めますが、提案価格の変更は行いません。

<参考>不適切なロゴ等デザイン提案の例

- ①交通標識等と誤認させるようなデザイン（進入禁止マーク、信号の絵、矢印など）
- ②ドライバーの視線を不適切に誘導するもの（既存の標識等の標示と比べて著しく大きく目立ちすぎる、あるいは小さすぎるなど視認性に欠けるものなど）
- ③蛍光、反射性の塗料を用いたもの
- ④一般的に企業名、商品名とも理解され得ず、対象施設の愛称に冠するには不適切なもの（意味不明の記号や判読できないマークの羅列など）
- ⑤飲酒運転、危険運転を推奨、連想させるようなもの（酒を連想させる図案、ドクロマーク等）

(5) 愛称標示可能場所

- ・対象施設桁側面部分  
※その他の標示等については、契約締結時本市との協議とします。  
※高欄部分は、行政事業案内の横断幕等で使用することがあります。

(6) 命名及び愛称標示に係る費用負担

- ネーミングライツ・パートナーの負担
  - ・ネーミングライツ事業に伴う対象施設に冠した看板等の新設・変更に伴う費用及び契約期間終了又は契約解除に伴う原状回復費用については、パートナーの負担とします。
- 市の負担
  - ・パートナーとの契約締結後又は契約期間終了後に市が作成する印刷物や市ホームページ等における対象施設の名称標示の変更については、市の負担とします。

(7) 愛称使用開始時期

- ・平成 28 年 4 月 1 日（予定）

(8) 愛称の普及周知

- ・広報紙や市ホームページ等にて愛称の市民周知に努めます。

4. 応募資格

応募資格を有する者は、伊丹市ネーミングライツ実施要綱（平成 27 年 12 月制定）第 9 条以外の法人とします。

## 5. 応募手続き

### (1) 応募受付期間

平成 27 年 12 月 15 日（火）から平成 28 年 1 月 14 日（木）まで

※郵送の場合は期限内必着、持参の場合は上記期間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

の午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間に下記の申込先まで

### (2) 応募方法

以下の必要書類について、それぞれ正本 1 部及び副本 1 部（正本は原本、副本は複写可）を  
書面で提出してください。

#### 【必要書類】

- ・ネーミングライツ申込書（様式 1）※要押印
- ・誓約書（様式 2）※要押印
- ・印鑑証明書
- ・登記事項証明書（商業登記簿謄本など）
- ・会社概要及び直近 3 ヶ年の決算報告（様式任意）
- ・直近 3 年の法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の各納税証明書

#### 【留意事項】

- ・市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。  
また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。
- ・応募受付期間を過ぎた提出、提出期限後の書類の差し替え、再提出は認めません。
- ・提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合、その申請は無効とします。
- ・本市が必要と認める場合、追加の書類提出を求める場合があります。
- ・申請に関する費用は、すべて提出者の負担とします。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出書類については、市は優先交渉権者の選定についてのみ使用することとしますが、選定後に申請結果の公表のため必要となる場合は内容を公表します。  
また、伊丹情報公開条例（平成 15 年条例第 5 号）に基づき、開示することがあります。  
※ただし、開示により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。  
※なお、本件における優先交渉権者選定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の公開とします。

### (3) 質問及び回答

#### ① 質問の資格者

本募集要項中の「4. 応募資格」に規定する資格を満たす者とします。

#### ② 質問の方法

「質問書」（様式 3）により質問の要旨を簡潔にまとめ、持参するかメール・FAX

にて下記の問い合わせ先に送付してください。なお、書面以外での質問は受け付けません。

③ 受付期間

平成 27 年 12 月 15 日（火）から平成 28 年 1 月 8 日（金）午後 5 時 45 分まで

※持参の場合は上記期間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間に下記の問い合わせ先まで

④ 回答

平成 28 年 1 月 12 日（火）までに回答を送付するとともに、情報共有化のため、市ホームページにて回答を掲載します。また、回答書は、本募集要項と同等の効力を有するものとします。

なお、やむを得ない事情により回答が遅れる場合はその旨を通知します。

6. 審査方法・審査基準

伊丹市ネーミングライツ審査委員会において、対象施設ごとに価格、地域貢献等、適格性及び愛称案を総合的に判断して優先交渉権者を決定します。

なお、応募が 1 社であっても、審査委員会において市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉権者とするか決定します。

※審査基準については、別添「伊丹市歩道橋等ネーミングライツ・パートナー審査基準」参照

7. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、対象施設ごとの応募者に文書で通知します。また、決定されたネーミングライツ・パートナーについては伊丹市の広報媒体を通じて公表します。

8. 申込先・問い合わせ先

担当：伊丹市財政基盤部財政企画室経営企画課（担当：庄田・野口）

住所：〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

電話：072-784-8027（直通） F A X：072-784-8029

E-mail：keieikikaku@city.itami.lg.jp